

70歳までの就業確保措置をめぐる法的留意点

改正 高年齢者雇用安定法への対応に ともなうリスク回避を中心に

令和3年4月に施行された改正高年齢者雇用安定法に基づき、70歳までの就業確保措置の努力義務が事業主に課せられましたが、平成25年の改正施行以来、選定対象基準、労働条件、雇止め等に関し、さらに同一労働同一賃金ルールに関するものを含め、少なからず紛争の発生がみられることから、今回の努力義務への対応に際しての留意点を元裁判官が解説します。

● 改正高年齢者雇用安定法の概要

いつまでに、どの程度まで、対応すればよいのか。対応しないとどうなるのか。 対応に際して生じうる関係法令違反等のリスクの整理

改正高年齢者雇用安定法、パート・有期法、同一労働同一賃金、労契法、労 基法の違反等とこれらに係る訴訟、行政指導等のリスク内容の正しい理解

● 改正高年齢者雇用安定法の対応事項に関する法的留意点

関連して理解しておくべき裁判所の認定等をふまえた論点整理

再雇用の対象基準を定める場合

- 再雇用の労働条件を定める場合
- 再雇用契約更新の判断基準を定める場合(定めない場合どうか)
- 更新上限年齢を定める場合
- これらの定めを就業規則、再雇用契約書、経過措置等にどう盛り込んで 整理すればリスクを最小化できるか

講師

主な内容

弁護士 木野綾子 氏 (元裁判官・法律事務所キノール東京代表弁護士)

受講料

無料

受講対象

経営担当者 労務管理担当者等

開催方法

オンライン開催(定員200人の予定)

2時間弱のオンデマンド配信による開催です。会場での講義はありません。

受講時期

2021年9月末から10月にかけての期間中

申込いただいた方には、9月28日以降順次、受講期間、受講方法等を記載した受講票をメール送信します。この受講票により受講をお願いいたします。

お申込み

裏面をご覧ください(申込締切日9月27日)

お問合せ

公益社団法人東京労働基準協会連合会 千代田区二番町9-8 電話03-6380-8305

主催団体

アイマ 東基連

公益社団法人東京労働基準協会連合会
TOKYO FEDERATION OF LABOUR STANDARDS ASSOCIATIONS

■ 本部 中央・上野・王子・足立荒川・亀戸・江戸川・八王子・立川・青梅・三鷹 ■

(一社)三田労働基準協会

(一社)品川労働基準協会

(一社)大田労働基準協会

(一社)新宿労働基準協会

(一社)池袋労働基準協会

町田労働基準協会

70歳までの就業確保措置をめぐる法的留意点

申込から受講まで

(1) 申込

(公社)東基連のホームページ https://www.toukiren.or.jp の「セミナー・各事業」→「セミナー・大会関係」→「ベーシックセミナー」から Web 申込をお願いいたします。申込後、受付完了通知メールを自動返信します。申込日またはその翌日中に受付完了通知メールが未着の場合には、セミナー担当(03-6380-8305)あてお問合せください。

<u>ご注意</u> 受付完了通知メールに記載された<u>受付番号</u>は、最終的に受講が終了するまでの間、保存してください。

ご注意 複数名お申込の場合には、1 名様ずつお申込ください。



(2) 受講票

申込の際に記載していただいたメールアドレスに宛て、9月28日以降順次、受講票を送信します。 この受講票には、配信 URL、受講が可能な期間、受講の注意事項等を記載しているほか、受講 に必要なレジュメ等の資料を添付しています。

ご注意 10月1日までに受講票が未着の場合には、上記(1)の受付完了通知メールに記載された受付番号をご用意のうえ、セミナー担当(03-6380-8305)あてお問合せください。



(3) 受講

申込者の方は、(2)の受講票により、受講が可能な期間中に、ご都合に合わせて受講いただけます(受講が可能な期間は、概ね2週間の予定です)。

に注意 受講が可能な期間を過ぎてからの受講はできません(再配信はありません)。



(4) アンケート 今後のセミナー開催に役立てるため、受講後のアンケートにご協力くださるようお願いいたします。アンケート用紙は(2)の受講票に掲載しておりますので、是非よろしくお願い申し上げます。

予めご了解いただきたい事項

- ① 動画の録画・録音はできません。
- ② 通信環境がよくない場合の対応はいたしかねます。
- ③ 受講に伴う通信料は受講者のご負担となります。

ご提供いただいた個人情報は、当連合会のセミナーの実施のため以外には使用しません。